

独立監査人の監査報告書

平成23年6月14日

日本年金機構
理事長 紀 陸 孝 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 品 田 和 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 村 彌 角 印

当監査法人は、日本年金機構法第42条第1項の規定に基づき、日本年金機構の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に
関する書類及び附属明細書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書
について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業
報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、
事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は理事長にあり、
当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を
行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうか
の合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事長が採用し
た会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての
財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明の
ための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に
関する書類を除く。）が、日本年金機構法、日本年金機構の財務
及び会計に関する省令、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認めら
れる会計の基準に準拠して、日本年金機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状
況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているもの
と認める。
- (2) 利益の処分に
関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、日本年金機構の業務運営の状況を正しく示
しているものと認める。
- (4) 決算報告書の決算額は、理事長による予算の区分に従って正しく計上されているものと認
める。

日本年金機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載す
べき利害関係はない。

以 上